

# 商務文書認証

日本で作成された文書は、台湾関係官庁への提出前に各管轄の弁事処(東京・横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌)による認証を必要とされる場合があります。

認証の要否については、台湾の提出先機関に確認してください。

## 領事業務の管轄規定について

『外交部及び在外公館での文書証明条例』により、認証は文書発行地を管轄とする在外公館に限りります。

|                |      |     |     |     |     |     |      |
|----------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 本大阪弁事処<br>管轄区域 | 近畿地方 | 大阪府 | 京都府 | 兵庫県 | 滋賀県 | 奈良県 | 和歌山県 |
|                | 東海地方 | 愛知県 | 岐阜県 | 三重県 |     |     |      |
|                | 北陸地方 | 富山県 | 石川県 | 福井県 |     |     |      |
|                | 中国地方 | 鳥取県 | 島根県 | 岡山県 | 広島県 |     |      |
|                | 四国地方 | 徳島県 | 香川県 | 愛媛県 | 高知県 |     |      |

## ～文書種類～

|     |  |
|-----|--|
| 公文書 | 管轄内の政府機関[官公署・教育機関等]にて発行/認証された文書  |
|     | 例.会社登記簿謄本・印鑑証明書・戸籍謄本・居住者証明書・納税証明書  |
|     | 営業/製造業許可証・医療器具製造承認書・卒業証書等  |
|     | 注1)本処管轄外で発行された公文書は不可(2019/12/01～)  |
|     | 注2)原本の認証…事前公証不要  |
|     | 注3)コピーへの認証…要原本提示(事前公証を受けた場合も同様)  |
|     | 注4)複数頁…頁番号等がない場合は、要割印  |
| 私文書 | 管轄内を所在地とする企業(当事者居住地)にて作成された文書<br>日本全国における商工会議所・財団法人・検定協会等にて発行された前出企業の文書  |
|     | 例.委任状/授權書・宣誓書・議事録・定款・販売証明書・契約書   |
|     | 成分表・受益者証明・在職/社内経歴証明書・本文に対する訳文等   |
|     | 注1)文書の種類に関わらず一律法人名義による事前公証必須(2025/07/01～)  |
|     | 注2)契約書等…署名者による事前公証必須   |
|     | 注3)弁護士/会計士/行政書士名義の文書等…名義者本人による事前公証必須   |
|     | 注4)事前公証…本処管轄内の公証役場に限る <a href="#">公証役場一覧</a>   |
| 私文書 | また各文書に分けて一部ずつ個別で公証を受けること   |
|     | 注5)在職/経歴証明書…要本人のパスポートコピー   |
|     | 注6)訳文… <b>本文と要同時認証</b> 且つ要事前公証(「〇の翻訳文」等の表題を要明記)<br>a.本文が公文書一本では本処にて直接認証が必要な為、<br>公文書コピーと併せて訳文に公証を受けること<br>b.本文が私文書一本と併せ、ひとまとめで公証を受けること |
|     | 注7)統一證號の変更や居留證の延長手続き等に関する委任状/授權書は<br>本人の直筆署名確認の為、個人文書認証での申請 <a href="#">個人文書認証</a>   |
|     | 注8)代表者のパスポート認証は事前公証を受ければ、商務文書認証としても申請可能  |

台北駐大阪經濟文化弁事處

## ～必 要 書 類(公文書)～

◆ 法人代表申請

|    |  |               |
|----|--|---------------|
| 1  | <u>申請表</u>   |               |
| 2  | 認証文書の原本  | ※認証部数         |
| 3  | 認証文書の全頁コピー   | ※認証部数と要同部数    |
| 4  | 印鑑証明書  | ※直近3ヶ月以内発行    |
| 5  | 履歴事項全部証明書<br>—台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出  | ※直近3ヶ月以内発行    |
| 6  | 代表者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー<br><br>* 運転免許証は要両面コピー  |               |
| 6  | —個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br><br>※日本国籍以外の外国籍の方 ①パスポートとそのコピー<br><br>②在留カード所持者…原本とその両面コピー |               |
| 費用 | 現金 2,300円 / 1部   | ※受理後のキャンセルは不可 |

## ◆代理申請

|    |  |                |
|----|--|----------------|
| 1  | <u>申請表</u>   |                |
| 2  | 認証文書の原本  | ※認証部数          |
| 3  | 認証文書の全頁コピー   | ※認証部数と要同部数     |
| 4  | 印鑑証明書  | ※直近3ヶ月以内発行     |
| 5  | 履歴事項全部証明書<br>—台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出  | ※直近3ヶ月以内発行     |
| 6  | <u>代理委任状原本</u><br>—事前公証不要<br>—印鑑証明書上の印鑑を要押印<br>—認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記   |                |
|    |  |                |
| 7  | 代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー<br>—個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー<br>②在留カード所持者…原本とその両面コピー | * 運転免許証は要両面コピー |
| 費用 | 現金 2,300円 / 1部   | ※受理後のキャンセルは不可  |

\* 製造業許可証の認証に関する注意事項について

輸出元の企業が製造元に代わって認証する場合、

下記文書のコピーをひとまとめにした上で、事前公証を受けてください。

又、公証済みコピーの変更届にある該当製造元企業名に付箋で印をつけてください。

- 医藥品製造販賣承認事項輕微變更届
  - 医藥品製造販賣承認申請書
  - 製造業許可証

台北駐大阪經濟文化弁事処

## ～必 要 書 類(私文書)～

### ◆法人代表申請(会計士/弁護士本人を含む)

|              |   |               |
|--------------|---|---------------|
| 1            | <u>申請表</u>  |               |
| 2            | 公証済みの認証文書原本   | ※認証部数         |
| 3            | 公証済みの認証文書の全頁コピー   | ※認証部数と要同部数    |
| 4            | 印鑑証明書   | ※直近3ヶ月以内発行    |
| 5            | 履歴事項全部証明書<br>—台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出<br>—弁護士/会計士/行政書士の場合…各資格会員登録証明書  | ※直近3ヶ月以内発行    |
| 6            | 代表者(弁護士/会計士/行政書士)の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー<br><br>*運転免許証は要両面コピー<br><br>—個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br><br>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー<br><br>②在留カード所持者…原本と両面コピー |               |
| <b>費用</b>    | 現金 2,300円 / 1部  | ※受理後のキャンセルは不可 |
| <b>要署名文書</b> | 領事の面前にて署名が必要な為、未署名の文書を要提出   |               |

※代表者が来処する場合は、事前にお問い合わせください。

### ◆代理申請

|           |   |               |
|-----------|---|---------------|
| 1         | <u>申請表</u>  |               |
| 2         | 公証済みの認証文書原本   | ※認証部数         |
| 3         | 公証済みの認証文書の全頁コピー   | ※認証部数と要同部数    |
| 4         | 印鑑証明書   | ※直近3ヶ月以内発行    |
| 5         | 履歴事項全部証明書<br>—台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出<br><br>—弁護士/会計士/行政書士の場合<br>①各資格会員登録証明書<br>②弁護士/会計士/行政書士の顔写真付公的身分証明書<br>(パスポート或は運転免許証)のコピー<br>—個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可 | ※直近3ヶ月以内発行    |
| 6         | <u>代理委任状原本</u><br><br>—事前公証不要<br><br>—印鑑証明書上の印鑑を要押印<br><br>—認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記  | <u>署名者不同</u>  |
| 7         | —事前公証の代理公証者名を要明記  | <u>代理公証済</u>  |
| 8         | 代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)とそのコピー<br><br>*運転免許証は要両面コピー<br><br>—個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br><br>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートとそのコピー<br><br>②在留カード所持者…原本と両面コピー                 |               |
| <b>費用</b> | 現金 2,300円 / 1部  | ※受理後のキャンセルは不可 |

台北駐大阪經濟文化弁事處

～必 要 書 類 ～

◆郵送申請(公文書のみ可)

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 1                          | <u>申請表</u>  |
| 2                          | 認証文書の原本 ※認証部数   |
| 3                          | 認証文書の全頁コピー ※認証部数と要同部数   |
| 4                          | 印鑑証明書 ※直近3ヶ月以内発行  |
| 5                          | 履歴事項全部証明書 ※直近3ヶ月以内発行<br>—台湾の企業名義にて申請する場合は、現地発行の公司登記表を要提出  |
| 6<br><b>法人代表<br/>申請の場合</b> | 代表者の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー<br>* 運転免許証は要両面コピー<br>—個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー<br>②在留カード所持者…両面コピー |
| 7<br><b>代理<br/>申請の場合</b>   | <u>代理委任状原本</u><br>—事前公証不要<br>—印鑑証明書上の印鑑を要押印<br>—認証文書の署名が代表者ではない場合、代署の旨を要明記 署名者不同  |
| 8<br><b>代理<br/>申請の場合</b>   | 代理人の顔写真付公的身分証明書(パスポート或は運転免許証)のコピー<br>* 運転免許証は要両面コピー<br>—個人情報保護委員会の規定により、身分証明目的のマイナンバーカード使用は不可<br>※日本国籍以外の外国籍の方①パスポートのコピー<br>②在留カード所持者…両面コピー |
| <b>費用</b>                  | 現金 2,300円 / 1部 ※受理後のキャンセルは不可  |
| <b>返送用<br/>封筒</b>          | レターパックライト:全項目を記入後、追跡用として事前に<br>「ご依頼主様保管用シール」を剥がしておくこと   |
| <b>郵送方法</b>                | 現金書留…書類と費用が別々の郵送になる場合、その旨を要追記   |
| <b>宛先</b>                  | 〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階<br>台北駐大阪経済文化弁事処 領務部 文書認証係<br>TEL:06-6227-8623   |
| <b>備考</b>                  | ・書類不備や本処管轄外の文書は、認証不可とみなし着払い返送<br>・本処に申請書類が届いてから、約5開館日後の返送<br>・郵送に関する通知連絡は行っていない為、自身で追跡番号を要保管  |

台北駐大阪經濟文化弁事處

## 《注意事項》

- ・本処では申請者用のコピー機を設置していませんので、事前に用意してください。
- A4白黒の縦方向でコピーを取ってください。
- ・申請の際、案件によっては追加書類が発生することもあります。
- ・追加認証が発生した場合、それに伴い追加費用も要します。
- ・公文書と私文書を同時に認証する場合、重複している必要書類(申請表・印鑑証明書等)は、1部ずつの提出でかまいません。
- ・商工会議所・財団法人・検定協会等にて発行された文書は、本処管轄内の公証役場における事前公証が必要です(2021/01/01～)
- ・コピー認証ができない文書もある為、必要な場合は事前にお問い合わせください。
- ・本処管轄外の地域で発行された文書は、各管轄の弁事処にて申請してください。

## 《お問い合わせ先》

| 本大阪弁事処 |   |
|--------|---|
| 住所     | 〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー17階   |
| E-Mail | osaka@mofa.gov.tw   |
| 開館日    | 月～金曜日   |
| 休館日    | 土・日・祝祭日(その他の休館日は、本サブのお知らせをご参考ください)  |
| 受付時間   | <p>■ 申請 … 9:00～11:00 &amp; 13:00～14:30 * <u>予約不要</u></p> <p>■ 受領 … 9:00～11:30 &amp; 13:00～15:00</p> <p>* 開館/受付時間は予告なく調整される場合がある為、本サブのお知らせにて最新情報を確認の上、ご来処ください。</p> |
| 交付日    | 受理翌日起算5開館日  |
| 受取方法   | <u>2通り</u>  |

| 各弁事処  | 電話番号         | 管轄区域        |
|-------|--------------|-------------|
| 駐日代表処 | 03-3280-7800 | 関東・甲信越・東北地方 |
| 横浜弁事処 | 045-641-7737 | 神奈川県・静岡県    |
| 福岡弁事処 | 092-734-2810 | 九州地方・山口県    |
| 那覇弁事処 | 098-862-7008 | 沖縄県         |
| 札幌弁事処 | 011-222-2930 | 北海道         |

台北駐大阪経済文化弁事処